

2025年4月  
～  
2025年9月  
申請用

# 児童扶養手当のしおり

児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育てられているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるために支給される手当です

## 受給資格者について

日本国内に住所があって、次のいずれかに該当する児童を監護している母、監護しかつ生計を同じくする父、または、父母に代わってその児童を養育（同居して監護し、かつ生計を維持すること）している人  
◎児童とは…18歳になった年の年度末までのお子さん（心身に一定の障がいがある場合は20歳未満まで）

- |                         |                          |
|-------------------------|--------------------------|
| (1) 父母が離婚（事実婚を解消）した児童   | (6) 父又は母が裁判所から保護命令を受けた児童 |
| (2) 父又は母が死亡した児童         | (7) 父又は母が1年以上拘禁されている児童   |
| (3) 父又は母が重度の障がいの状態にある児童 | (8) 母が未婚で出産した児童          |
| (4) 父又は母の生死が不明である児童     | (9) 父・母ともに不明である児童（孤児等）   |
| (5) 父又は母から1年以上遺棄されている児童 |                          |

ただし、受給資格に該当しても、以下の場合は手当は支給されません。

- ・ 児童が日本国内に住所がないとき
- ・ 児童が児童福祉施設に入所したり、里親委託されたとき
- ・ 児童が婚姻したとき（事実上の婚姻関係含む）
- ・ 児童が父（母）と生計を同じくしているとき ※父（母）が重度の障害の状態にあるときを除く
- ・ 児童が母（父）の配偶者に養育されているとき ※母（父）
- ・ 手当を申請（受給）する人が、婚姻の届出はしていないが **事実上の婚姻関係** にあるとき

### 事実上の婚姻関係 とは？

同じ住所に異性の住民登録等がある場合、または、住民登録等がなくても同じ住居に異性が住んでいる場合は、婚姻関係とみなします。

## 申請・お問い合わせ先

福島市役所  
こども未来部 こども政策課 子育て給付係  
〒960-8002  
福島市森合町10番1号 福島市保健福祉センター2階  
電話 024-572-7103（直通）

または 最寄りの支所にお問い合わせください。



## 支給金額と所得制限について

児童扶養手当の支給金額は、**手当を申請する方本人**および**扶養義務者**、**配偶者**（重度障がいの場合）の前年（1～9月に申請する場合は前々年）の所得額と、対象となる児童の数によって決まります。

### 【児童数と手当額（月額）】

（令和7年4月～）

児童数	全部支給	一部支給	全部支給停止
児童 1人	月額 46,690円	月額 46,680円～11,010円	手当は支給されません 〔ただし、受給資格は なくありません〕
児童2人以上 の加算額	2人目以降1人につき 月額11,030円	2人目以降1人につき 月額 11,020円～5,520円	

### 【所得制限限度額】

税法上の  
扶養親族等  
の数

本人の所得が（A）未満の場合は全部支給、  
（A）以上（B）未満の場合は一部支給、  
（B）以上の場合は全部支給停止となります。

扶養義務者の所得が  
（C）以上の場合は  
全部支給停止となり  
ます。

#### 扶養義務者とは？

手当を申請する方の『直系血族（父母・祖父母・子など）』および『兄弟姉妹』のうち、同居している方または生計同一の方です。住民票上別世帯でも、同じ家に住んでいれば扶養義務者です。

扶養親族等 の数	本人〔手当を申請する方〕			扶養義務者 配偶者（重度障がい） 所得限度額（C）
	全部支給の 所得限度額 （A）	一部支給の 所得限度額 （B）	孤児等の養育者 の所得限度額	
0人	69万円	208万円	236万円	236万円
1人	107万円	246万円	274万円	274万円
2人	145万円	284万円	312万円	312万円
3人	183万円	322万円	350万円	350万円
4人目以上	1人につき38万円を加算			

扶養親族の中に下記の方がいる場合は、左の表の限度額に、次の額を加算します。

【本人の場合】

- ①老人控除対象配偶者又は老人扶養親族  
1人につき +10万円
- ②16歳以上23歳未満の扶養親族  
1人につき +15万円

【扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者の場合】

- ①老人扶養親族（扶養親族が2人以上）  
1人につき +6万円
- ②老人扶養親族（扶養親族が老人扶養親族のみ）  
2人目以降で1人につき +6万円

※所得は合算せず、一人ひとりの所得を限度額と比較します。

### 【児童扶養手当上の所得額の算出方法】

所得額（前年または前々年の1～12月分）

給与所得または公的年金所得の場合は、10万円控除します。

+

養育費の8割相当額

↓

社会保険料控除（一律8万円）

↓

#### 各種控除

種類	金額	種類	金額
障害者控除	27万円	雑損控除	税法上 の 控除額
特別障害者控除	40万円	医療費控除	
●ひとり親控除	35万円	配偶者特別控除	
●寡婦控除	27万円	小規模企業共済等掛金控除	
勤労学生控除	27万円	肉用牛の売却による事業所得控除	
公共用地取得による土地代金等の特別控除			

●「ひとり親控除」「寡婦控除」は養育者・扶養義務者の場合は控除されません。手当を申請する人が父又は母の場合は控除されません。

〈自己試算欄〉

所得

\_\_\_\_\_ 円

+

養育費×0.8

\_\_\_\_\_ 円

社会保険料

80,000 円

各種控除

\_\_\_\_\_ 円

↓

児童扶養手当上の所得額

\_\_\_\_\_ 円

## ★公的年金等との併給について

公的年金等の受給額が、児童扶養手当の受給額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

※公的年金等を受給できる方が、公的年金等の請求をせずに児童扶養手当の申請のみをすることはできません。  
※公的年金等の受給額が、児童扶養手当の受給額より高い場合、児童扶養手当の受給資格は認定されますが、全部支給停止となります。この場合も、現況届等の手続きが必要ですのであらかじめご了承ください。

### 手当の支給について

手当は、申請（認定請求）した月の翌月分から支給されます。

支給対象月	支給月	備考
11月～12月	1月	各支給月の11日に支給されます。 ただし、11日が土日祝日にあたる場合は、直前の平日に支給します。
1月～2月	3月	
3月～4月	5月	
5月～6月	7月	
7月～8月	9月	
9月～10月	11月	

### 一定期間経過後の手当額の減額について

児童扶養手当法では、「手当の支給を受けた父又は母は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活の安定と向上に努めなければならない」と定められています。次のいずれか早い方を経過した受給資格者は、年1回就労状況（就業している、求職活動中、病気・介護等より就業不可など）の報告が必要です。

1. 支給開始の月から5年を経過したとき
2. 離婚等の手当の支給要件に該当した月から7年を経過したとき

※ただし、認定請求をした日において3歳未満の児童を監護する場合は、その児童が3歳に達した月の翌月から起算して5年を経過したとき

△報告が無い場合は手当が2分の1に減額されます。（養育者は除く）

### 現況届について

毎年8月

受給資格者の前年の所得状況や世帯員の状況等を届け出るもので、受給資格の継続に必要な手続きです。所得超過、公的年金受給等で、全部支給停止（手当が支給されていない）の場合も必要です。届出がない場合、その年の11月分（支給月は1月）以降の手当が支給されません。

△2年以上届出がないと、時効により、受給する権利が消滅しますので、ご注意ください。

### その他の届出について

児童扶養手当の受給資格がある間（全部支給停止中の方も含む）は、下記の届出が必要となります。

1. 受給資格がなくなったとき
2. 氏名や住所、振込先口座が変わったとき
3. 対象児童、同居者に異動があったとき
4. 公的年金等を受給することができるとき または 受給できなくなったとき ほか

△受給資格が無くなったにもかかわらず、届出をしないで手当を不正に受給した場合、過払いとなった手当は遡って全額返還していただくようになります。

公的年金を受給することができるにもかかわらず、届出をしないで手当を受給した場合も同様に全額返還となります。

偽りその他不正な手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処されます。（児童扶養手当法第35条）

## 申請手続きについて

申請の際、書類の記入や審査に相当の時間を要しますので、時間に十分余裕を持ってご来庁ください。

1. 申請窓口 **こども政策課**（保健福祉センター2階）または **各支所**（西口行政サービスコーナーを除く）  
※福島市役所本庁舎内には窓口がありませんのでご注意ください。
2. 申請方法 申請者本人が、窓口にご相談ください。  
※代理での申請はできません。
3. その他 **★ 住民票上の住所に住んでいることが必要です。**（DV等で住民票を異動できない事情がある場合や、原発事故による自主避難をされている方は窓口にご相談ください）  
**★ 申請者・扶養義務者が未申告等により所得状況が不明の場合は申請できません。**  
（最近申告された方は「申告書の控え」等をお持ちください）

## 申請に必要な書類

### ◎申請当日に必要なもの

- 戸籍全部事項証明書（謄本） 1通 ※申請者と児童が別々の戸籍の場合は各1通

ご注意ください！

- ・発行から1カ月以内であること
- ・離婚の場合は、離婚日の記載があること  
（復籍・転籍等している場合は、離婚日の記載があるものまでつながるように取得してください）

- 「マイナンバーカード」または「個人番号通知書と本人確認書類（運転免許証等）」※申請者、児童、扶養義務者

- 該当する方のみ必要な書類

以下のいずれかに該当する方	必要書類
事実婚解消	事実婚解消に関する調書・申立書（民生児童委員の証明のあるもの）
未婚の母による出産	未婚の母に関する調書・申立書（民生児童委員の証明のあるもの）
養育者	養育申立書（民生児童委員の証明のあるもの）
児童と別居	別居監護申立書（学校長または民生児童委員の証明のあるもの）
父又は母が拘禁	在所証明書（服役期間・刑の終期の記載があるもの）
父又は母が重度の障がい	障害認定診断書・公的年金等証書
裁判所から保護命令	保護命令決定書謄本及び確定証明書 住所要件に関する申立書（民生児童委員の証明のあるもの）

### ◎後日提出が可能なもの

- 申請者名義の預金通帳（児童扶養手当の支給を希望する口座のもの）
- 申請者の基礎年金番号がわかるもの（年金手帳・基礎年金番号通知書など）
- 申請者及び児童の健康保険がわかるもの（健康保険証または資格確認書、マイナポータルでの健康保険確認画面の提示など）
- アパートの契約書（公営住宅の場合は入居許可証）〔前夫（妻）、児童の父（母）の名義でないもの〕
- 公共料金の検針票（電気・ガス・水道のうちいずれか2つ）  
〔住所・名義・使用期間・使用量の確認ができるもので、使用期間が1ヶ月程度あるもの〕
- 特別児童扶養手当を受給していることがわかるもの
- 身体障害者手帳／療育手帳
- 公的年金等証書

## その他ひとり親家庭への支援制度について

児童扶養手当以外の『ひとり親家庭に関する制度・相談』は下記にお問い合わせください。

支援制度	問い合わせ先
ひとり親家庭医療費助成制度	共生社会推進課 医療助成係 Tel 5 2 5 - 3 7 4 7
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	こども家庭課 こども家庭係 Tel 5 7 2 - 7 1 0 6
ひとり親家庭に関してのご相談	